平成２２年（フ）第１４６８号
大阪府河内長野市小山田町2799番地の11
債務者　河原　利之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０５号
堺市東区日置荘北町２丁17番６号
債務者　澤村とき子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２５３号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番22―408号
債務者　伊藤　洪一
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　亘洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５４号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番22―408号
債務者　伊藤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　亘洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４号
山口県周南市古川町５番13号　サーパス新南陽第２―504号、住民票上の住所山口県光市木園１丁目14番６号
債務者　兼崎　正純
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第５９６号
岩手県北上市鍛冶町３丁目５番23号　グランパティオ北上Ａ―202号、旧住所岩手県北上市本石町２丁目３番８号　岩手東芝本石寮
債務者　澤山　貴幸
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７４号
北海道帯広市西18条南５丁目52番地13
債務者　尾崎　則男
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　英二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３２０４号
大阪府東大阪市荒川３丁目５番６号MMビル402号
債務者　岩崎　則子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７０号
大阪府寝屋川市太秦中町１番３―203号、旧住所大阪府門真市大字三ツ島698番地の16
債務者　田中　千里
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５４号
大阪府枚方市南船橋２丁目７番10―104号
債務者　伊藤　雅紀
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２５号
大阪府守口市藤田町１丁目20番３号
債務者　安井　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９９号
大阪府四條畷市米崎町20番１号
債務者　森山工業こと　森山　晃一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５０号
大阪府門真市東江端町３番34―202号
債務者　河村　光章
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９４号
大阪市北区豊崎１丁目２番10号西原ハイツ207号室
債務者　太田　五郎
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３１４号
大阪府池田市住吉２丁目１番１号木村方
債務者　小出　梨絵
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３４９号
大阪市城東区東中浜７丁目５番７号　山本方
債務者　川本加代子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４６号
大阪府枚方市北中振３丁目28番７―516号
債務者　小川　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部